

第1章 総 則

(目 的)

第1条 目白大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び建学の精神に基づき、創造的な知性と豊かな人間性及び応用的諸能力をそなえ、わが国の発展、国際社会の平和と福祉に貢献する主体性のある人材の育成を目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

第2章 課程、修業年限、研究科及び専攻等

(課 程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士後期課程を置く。

(課程の趣旨)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(修業年限)

第5条 本大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。

2 本大学院の博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第5条の2 本大学院の学生が、職業を有している等の事情により、前条に定める修業年限を超え第14条に定める在学年限内で、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを申出た場合には、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定める長期履修については、別に定める。

(研究科、専攻及び学生定員)

第6条 本学の新宿キャンパスに国際交流研究科、心理学研究科、経営学研究科、生涯福祉研究科、言語文化研究科、リハビリテーション学研究科及び看護学研究科を置く。

2 本大学院の研究科、専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際交流研究科	国際交流専攻	20名	40名	—	—
心理学研究科	現代心理学専攻	20名	40名	—	—
	臨床心理学専攻	30名	60名	—	—
	心理学専攻	—	—	3名	9名
経営学研究科	経営学専攻	20名	40名	—	—
生涯福祉研究科	生涯福祉専攻	20名	40名	—	—
言語文化研究科	日本語・日本語教育専攻	10名	20名	—	—
	中国・韓国言語文化専攻	10名	20名	—	—
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	15名	30名	—	—
看護学研究科	看護学専攻	15名	30名	—	—

3 前項の各研究科は、昼夜間において教育を行う研究科とする。

(研究科の人材養成に係る目的)

第6条の2 前条に定める各研究科の人材養成に係る目的は次の各号のとおりとする。

(1) 国際交流研究科は、人文社会科学の基盤的な教育研究を通じて国際貢献の実践者たる専門家を養成する。

(2) 心理学研究科は、心理学の基礎的実践的な教育研究を通じて心理学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(3) 経営学研究科は、経営学諸分野の基礎的実践的な教育研究を通じて経営学諸分野の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(4) 生涯福祉研究科は、福祉・保育・発達支援の基礎的実践的な教育研究を通じて福祉の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(5) 言語文化研究科は、言語文化・言語教育の基盤的な教育研究を通じ現代社会が生み出す諸問題に国際的観点から対応できる専門家を養成する。

(6) リハビリテーション学研究科は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法リハビリテーション分野の基礎的実践的な教育研究を通じて、リハビリテーション学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(7) 看護学研究科は、看護学の基礎的実践的な教育研究を通じて看護学の教育研究者及び高度専門的職業人を養成する。

(学位授与等の方針)

第6条の3 本大学院は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

2 前項の方針に関する事項は別に定める。

第3章 教職員組織

(教 員)

第7条 本大学院における授業科目及び研究指導を担当する教員は、別に定める本学大学院教員資格に該当する本学の専任教員をもってこれにあてる。ただし、特別の事情があるときは、非常勤講師にこれを担当させることができる。

(事務組織)

第8条 本大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

第4章 管理運営

(研究科長)

第9条 各研究科に研究科長を置く。

(研究科委員会)

第10条 本大学院の各研究科に、重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第5章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は春学期入学生については、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。又、秋学期入学生については、当該年度の秋学期に始まり、翌年春学期末に終わる。

(学 期)

第12条 学年を春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 11月11日

(4) 夏季休業、冬季休業、春季休業は当該年度の学年暦において定める。

2 教育上必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 教育上必要がある場合、第1項各号に定める休業日を、授業日とすることができる。

第6章 在学年限

(在学年限)

第14条 本大学院の在学年限は、休学期間を除き次のとおりとする。

修士課程 4年以内

博士後期課程 6年以内

第7章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を

修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣が指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 本大学院の看護学研究科修士課程に入学することのできる者は、前項の規定を充足し、かつ次の各号の一に該当する資格を有する者でなければならない。
- (1) 保健師
 - (2) 助産師
 - (3) 看護師
- 3 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則〔昭和28年文部省令第9号〕第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

- 第17条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。
- 2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

（入学者の選抜）

- 第18条 前条の入学志願者については、所定の選考の後、当該研究科委員会の議を経て、学長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

- 第19条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休 学）

- 第20条 疾病その他やむを得ない事情により、休学願を提出した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が休学を許可する。
- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、当該研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病等を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

（休学期間）

- 第21条 休学期間は、学期又は連続する2学期を単位とし、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き1年を限度として延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

（復 学）

- 第22条 休学期間中にその事由が消滅し、復学願を提出した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が復学を許可する。ただし、休学者は学期の初めでなければ復学することができない。

（退 学）

- 第23条 退学願を提出した者については、当該研究科委員会の議を経て、学長が退学を許可する。

（再入学）

- 第24条 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り選考の上、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。ただし、第42条によって退学となったものは再入学の資格を有しない。

（除 籍）

- 第25条 次の各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 第14条に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第21条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
 - (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 教育方法、授業科目、単位履修方法等

（教育方法）

第26条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（学識を教授するために必要な能力を培うための機会等）

第27条 本大学院は、博士後期課程の学生が修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設けること又は当該機会に関する情報の提供を行うことに努める。

（授業科目等）

第28条 研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、国際交流研究科は別表第1、心理学研究科は別表第2、経営学研究科は別表第3、生涯福祉研究科は別表第4、言語文化研究科は別表第5、リハビリテーション学研究科は別表第6、看護学研究科は別表第7に掲げるとおりとする。

2 大学院共通基礎科目の内容、単位数並びにこれらの履修方法は別表第8に掲げるとおりとする。

（他大学の大学院における授業科目の履修）

第29条 研究科において修士課程の教育研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）と予め必要な大学間の協定を結んだ上、その大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した単位は15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第29条の2 研究科において教育研究上必要と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に本大学院において科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前条第2項により修得した単位と前項により修得した単位を合わせて20単位を超えないものとする。

（単位の認定）

第30条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

（試験及び成績評価）

第31条 試験に関する事項は、別に定める。

2 成績はS・A・B・C・Dとし、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

3 評価に関する事項は、別に定める。

（課程の修了要件及び学位の授与等）

第32条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、各研究科が別に定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 学位論文及び学位の授与については、別に定める。

（専修免許状の取得）

第32条の2 本学で取得できる専修免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	教科
研 言 究 語 科 文 化	日本語・日本語教育専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語

2 前項の免許状を取得しようとする者は、当該免許教科の一種免許状を取得した後、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

（公認心理師の資格取得）

第32条の3 公認心理師の資格を取得しようとする者は、公認心理師法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 公認心理師の資格取得について必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生・研究生

（科目等履修生）

第33条 本大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を希望する者（以下「科目等履修生」という。）があるときは、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第30条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第34条 本大学院において特定の専門領域について研究を希望する者があるときは、正規の学生の修学を妨げない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第10章 学生納付金等

(学生納付金等の金額)

第35条 本大学院の検定料、入学金、授業料、施設設備費及び休学在籍料の金額は、別表第9のとおりとする。

2 科目等履修生及び研究生の入学金、授業料等については、別に定める。

(納付した学生納付金等)

第36条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費及び休学在籍料は、別に定めのある場合を除き返還しない。ただし、所定の期日までに文書により、入学辞退の申出のあった者の授業料及び施設設備費については、この限りではない。

(学生納付金等の納期等)

第37条 学生納付金及びその他の納付金の納期等については、別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第38条 休学を許可された者は、休学期間の休学在籍料を納付するものとし、他の授業料等の納付は要しない。

(学年の途中で課程修了する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で課程修了する見込みの者は、課程修了する見込みの当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第40条 学期の途中で退学しようとする者は、その期の授業料等を納付しなければならない。

2 除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

3 停学期間中の授業料等は徴収する。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者には、当該研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第42条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前2項の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 施設及び設備

(講義室等)

第43条 本大学院にその教育研究に必要な講義室、演習室、実習室、研究室を備えるものとする。

2 目白大学の図書館に本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌等を備えるものとする。

第13章 補 則

(学則の改廃)

第44条 この学則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

- 附 則
- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
 - 1 この学則は、平成11年9月18日から施行する。
 - 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
 - 2 平成14年度の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	収容定員
国際交流専攻	45名
言語文化交流専攻	35名

- 3 別表第3（第35条関係）の金額は、平成14年度入学者より適用する。
- 4 第38条及び第39条の規定は、平成14年度に限り、平成13年度以前の入学者に対しては、平成13年度の学則を適用する。

- 1 この学則は、平成15年7月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成16年10月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度において入学定員及び収容定員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
国際交流研究科	国際交流専攻	20名	45名
	言語文化交流専攻	0名	15名
言語文化研究科	英語・英語教育専攻	10名	10名
	日本語・日本語教育専攻	10名	10名
	中国・韓国言語文化専攻	10名	10名

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度から平成22年度において収容定員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収容定員	
		平成21年度	平成22年度
経営学研究科	経営学専攻 博士後期課程	3名	6名

研 究 科	専 攻	収容定員
		平成21年度
看護学研究科	看護学専攻 修士課程	15名

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度の収容定員は、第6条2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収容定員
		平成24年度
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	15名

この学則は、平成25年1月1日から施行する。
 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
 この学則は、平成29年11月1日から施行し、平成30年4月入学者から適用する。
 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前入学者についてはなお従前の例による。
 この学則は、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前入学者についてはなお従前の例による。

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2019年度以前入学者についてはなお従前の例による。ただし、改正前の第38条第2項及び第39条については、この限りではない。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第20条、第21条、第22条及び第40条については、2019年度以前入学者についても適用する。
 この学則は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前入学者についてはなお従前の例による。
 この学則は、2022年4月1日から施行する。ただし、2021年度以前入学者についてはなお従前の例による。

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
 この学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、改正施行後の学則第28条第2項別表第8に掲げる大学院共通基礎科目の内容、単位数並びにこれらの履修方法は、2022年度以前の入学者に適用せず、従前の例による。

この学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、改正施行後の学則第28条第1項別表第2（2）及び同別表3は、2023年度以前の入学者に適用せず、従前の例による。

この学則は、2025年4月1日から施行する。ただし、2025年度入学者から適用し、2024年度以前入学者についてはなお従前の例による。

別表第 1（第 28 条関係）

国際交流研究科国際交流専攻（修士課程）

授業科目の 区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
基幹科目	国際交流研究基礎論	1	2		
国 際 ・ 地 域 社 会 コ ー ス	国際関係研究	1・2		2	他研究科の開放科目を含 め 22 単位以上選択 ただし、開放科目は 8 単 位を上限とする
	現代政治研究	1・2		2	
	国際経済研究	1・2		2	
	国際協力研究	1・2		2	
	公共政策研究	1・2		2	
	比較政治研究	1・2		2	
	国際安全保障研究	1・2		2	
	地球環境問題研究	1・2		2	
	グローバル・ビジネス研究	1・2		2	
	労働社会学研究	1・2		2	
	アジア研究	1・2		2	
	アメリカ研究	1・2		2	
	ヨーロッパ研究	1・2		2	
	イスラム研究	1・2		2	
地 域 文 化 ・ 交 流 コ ー ス	日本史研究 1（古代・中世・近世）	1・2		2	
	日本史研究 2（近代・現代）	1・2		2	
	日本思想史研究	1・2		2	
	日本民俗学研究	1・2		2	
	地域資料研究	1・2		2	
	比較文化研究	1・2		2	
	比較宗教研究	1・2		2	
	社会哲学研究	1・2		2	
	考古学研究	1・2		2	
	博物館学研究	1・2		2	
	文化ボランティア研究	1・2		2	
	まちおこし研究	1・2		2	
	観光・交通研究	1・2		2	
	都市社会文化研究	1・2		2	
臨地研究	臨地研究 1（短期）	1・2		2	
	臨地研究 2（長期）	1・2		4	
演 習	国際交流研究演習	1	2		
	修士論文指導演習 1	2	2		
	修士論文指導演習 2	2	2		
単位数計	<修了要件> 必修を含む 30 単位以上（ただし、開放科目の上限は 8 単位）を修得し、かつ修士論文の審査に合格すること。		8	62	
				70	

別表第 2（第 28 条関係）

（1）心理学研究科現代心理学専攻（修士課程）

授業科目の 区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
現 方代 法心 論理	心理学研究・統計法演習	1	2	2	必修を含む 6 単位以上選 択
	心理学研究法特論	1・2		2	
		1		2	
	調査研究・データ解析実習	1・2			

学	アカデミック・スキルズ				
現代心理学特論	心理学の歴史と理論	1	2		必修を含む6単位以上選択
	認知心理学特論	1・2		2	
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	言語発達特論	1・2		2	
	非言語行動心理学特論	1・2		2	
	社会心理学特論	1・2		2	
	メディア・コミュニケーション特論	1・2		2	
	法と心理学特論	1・2		2	
	家族心理学特論	1・2		2	
	産業組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	スポーツ心理学特論	1・2		2	
心理援助学特論	カウンセリング再入門	1	2		必修を含む6単位以上選択
	メンタルヘルス特論	1・2		2	
	産業カウンセリング特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	キャリアコンサルティング特論	1・2		2	
	多文化心理援助学特論	1・2		2	
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	健康心理学特論	1・2		2	
	言語発達の評価と支援	1・2		2	
	心理援助学実習Ⅰ	1・2		1	
	心理援助学実習Ⅱ	1・2		1	
指研導究	現代心理学特別研究	2	4		
単位数計	<修了要件> 必修10単位、選択必修12単位を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。	10		44	
		54			

別表第2（第28条関係）

（2）心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）

授業科目の区分	授業科目	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基臨床科心理学	臨床心理学特論A	1	2		
	臨床心理学特論B	2	2		
	臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）	1	2		
	臨床心理面接特論B	1	2		
	臨床心理査定演習A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1	2		
	臨床心理査定演習B	1	2		
臨床心理学専門科目	臨床心理学研究法特論	1・2		2	
	臨床心理学統計法特論	1・2		2	
	人格心理学特論	1・2		2	
	司法矯正・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	家族カウンセリング特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2		2	
	臨床心理法規・倫理特論	1・2		2	
	医療心理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	発達障害臨床心理特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	

	学校臨床心理学特論（教育分野の関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）	1・2		2	
	認知行動療法特論	1・2		2	
	臨床心理コミュニティ援助特論	1・2		2	
実臨 習床 科心 目理	臨床心理基礎実習 A	1	2		
	臨床心理基礎実習 B（心理実践実習 1）	1	2		
	臨床心理実習 I（心理実践実習 2）	2	3		
	臨床心理実習 II（S V）	2	1		
	臨床心理実習 III（心理実践実習 3）	1・2	6		
指研 導究	臨床心理学特別研究	2	4		
単位数計	<修了要件> 必修30単位を含む40単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し 審査に合格すること。	30		24	
		54			

別表第2（第28条関係）

（3）心理学研究科 心理学専攻（博士後期課程）

授業科目の 区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
研 究 指 導 科 目	心理学研究指導Ⅰ（社会心理学）	1～3		12	何れか1科目 3年間通年 12単位必修
	心理学研究指導Ⅱ（発達心理学）	1～3		12	
	心理学研究指導Ⅲ（健康心理学）	1～3		12	
	心理学研究指導Ⅳ（カウンセリング心理学）	1～3		12	
	心理学研究指導Ⅴ（臨床心理学）	1～3		12	

特 殊 研 究 科 目	社会心理学特殊研究	1・2・3		2	3科目6単位 選択必修
	発達心理学特殊研究	1・2・3		2	
	健康心理学特殊研究	1・2・3		2	
	カウンセリング心理学特殊研究	1・2・3		2	
	臨床心理学特殊研究	1・2・3		2	
単位数計	<修了要件> 必修を含む18単位以上の修得と博士論文の審査 及び最終試験に合格すること。	0		70	
		70			

別表第3（第28条関係）

（1）

授業科目の 区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
経営学分野	会計学原理特論Ⅰ	1・2		2	
	会計学原理特論Ⅱ	1・2		2	
	原価計算特論Ⅰ	1・2		2	
	原価計算特論Ⅱ	1・2		2	
	経営分析特論Ⅰ	1・2		2	
	経営分析特論Ⅱ	1・2		2	
	監査特論	1・2		2	
	法人税法特論	1・2		2	
	租税法特論Ⅰ	1・2		2	
	租税法特論Ⅱ	1・2		2	
	経営戦略特論Ⅰ	1・2		2	
	経営戦略特論Ⅱ	1・2		2	

	ホスピタリティ・マネジメント特論Ⅰ	1・2		2	
	ホスピタリティ・マネジメント特論Ⅱ	1・2		2	
	人的資源管理特論Ⅰ	1・2		2	
	人的資源管理特論Ⅱ	1・2		2	
	マーケティング特論Ⅰ	1・2		2	
	マーケティング特論Ⅱ	1・2		2	
	マーケティング・コミュニケーション特論	1・2		2	
	リテール・マーケティング特論	1・2		2	
	データサイエンス特論	1・2		2	
	品質経営特論	1・2		2	
	ファイナンス特論	1・2		2	
	金融工学特論	1・2		2	
	経営情報特論Ⅰ	1・2		2	
	経営情報特論Ⅱ	1・2		2	
	経営組織特論Ⅰ	1・2		2	
	経営組織特論Ⅱ	1・2		2	
	アジア経済特論	1・2		2	
	グローバル経済特論	1・2		2	
	経営統計リテラシー特論Ⅰ	1・2		2	
	経営統計リテラシー特論Ⅱ	1・2		2	
共通科目	経営学フォーラムⅠ	1	2		
	経営学フォーラムⅡ	2	2		
研究指導	経営学特別演習Ⅰ	1	1		
	経営学特別演習Ⅱ	1	1		
	経営学特別演習Ⅲ	2	1		
	経営学特別演習Ⅳ	2	1		
単位数計	<修了要件> 必修8単位、選択22単位を含む30単位以上（特定課題論文コースは必修8単位、選択32単位を含む40単位以上）を修得し、かつ修士論文（又は特定課題論文）の審査に合格すること。		8	6 4	
			72		

別表第4（第28条関係）

（1）生涯福祉研究科 生涯福祉専攻（修士課程）

授業科目の 区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
科基 目幹	生涯福祉総論Ⅰ	1	2		
	生涯福祉総論Ⅱ	1	2		
福 祉 関 連 科 目	子ども家庭福祉特論	1・2		2	
	高齢者福祉特論	1・2		2	
	障害者福祉特論	1・2		2	
	精神保健福祉特論	1・2		2	
	福祉政策特論	1・2		2	
	地域福祉特論	1・2		2	
	公的扶助論	1・2		2	
	福祉経営特論	1・2		2	
	ソーシャルワーク論	1・2		2	
保 関育 連・ 科発 目達	現代保育特論	1・2		2	
	保育ニーズ特論	1・2		2	
	子育て支援特論	1・2		2	
	スクールソーシャルワーク特論	1・2		2	

支 援	発達・家族心理学特論	1・2		2	
	障害児福祉特論	1・2		2	
	福祉臨床論	1・2		2	
利倫 目関理 連・ 科権	生命倫理特論	1・2		2	
	権利擁護特論	1・2		2	
演 習 科 目	生涯福祉演習Ⅰ	1・2		2	
	生涯福祉演習Ⅱ	1・2		2	
	生涯福祉演習Ⅲ	1・2		2	
特 別 研 究	特別研究Ⅰ	1	1		
	特別研究Ⅱ	1	1		
	特別研究Ⅲ	2	1		
	特別研究Ⅳ	2	1		
単位数計	<修了要件> 必修を含む30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		8	42	
			50		

別表第5（第28条関係）

（1）言語文化研究科日本語・日本語教育専攻（修士課程）

授業科目の 区 分		授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
				必 修	選 択	
研 究 科 共 通 科 目		言語習得論	1・2		2	6単位以上 選択必修
		語用論	1・2		2	
		音声学特論	1・2		2	
		対照言語学特論	1・2		2	
		言語統計論	1・2		2	
		国際理解特論	1・2		2	
		異文化研究史論	1・2		2	
		政治言語文化論	1・2		2	
		日本民俗文学論	1・2		2	
		比較文化研究	1・2		2	
		比較宗教研究	1・2		2	
		アメリカ研究	1・2		2	
		アジア研究	1・2		2	
		ヨーロッパ研究	1・2		2	
		イスラム研究	1・2		2	
		多文化心理援助学特論	1・2		2	
日 本 語 ・ 日 本 語 教 育 専 攻 科 目	日 本 語 学	日本古典語史研究	1・2		2	本研究科共通科目、他研究科並びに他専攻の開放科目から自由選択として の上限 6単位及び臨地研究を含 め20単位以上選択必修
		日本近代語史研究	1・2		2	
		日本漢籍研究	1・2		2	
		日本漢語研究	1・2		2	
		現代日本語文法研究	1・2		2	
		現代日本語語彙研究	1・2		2	
	日 本 語 教 育 学	中間言語研究	1・2		2	
		日本語学習支援研究	1・2		2	
		教材開発研究	1・2		2	
		海外日本語教育機関研究	1・2		2	
		言語教育比較研究	1・2		2	
		日本文学特論	1・2		2	
臨地研究		臨地研究1（短期）	1・2		2	

	臨地研究 2（長期）	1・2		4	
研究論文 指導演習	研究論文指導演習 1	1・2	2		
	研究論文指導演習 2	1・2	2		
	研究論文指導演習 3	2		2	
	研究論文指導演習 4	2		2	
単位数計	<修了要件> 必修を含む 30 単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		4	6 6	
			7 0		

別表第 5（第 28 条関係）

（2）言語文化研究科中国・韓国言語文化専攻（修士課程）

授業科目の 区 分		授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
				必 修	選 択	
研 究 科 共 通 科 目		言語習得論	1・2		2	6 単位以上 選択必修
		語用論	1・2		2	
		音声学特論	1・2		2	
		対照言語学特論	1・2		2	
		言語統計論	1・2		2	
		国際理解特論	1・2		2	
		異文化研究史論	1・2		2	
		政治言語文化論	1・2		2	
		日本民俗文学論	1・2		2	
		比較文化研究	1・2		2	
		比較宗教研究	1・2		2	
		アメリカ研究	1・2		2	
		アジア研究	1・2		2	
		ヨーロッパ研究	1・2		2	
		イスラム研究	1・2		2	
		多文化心理援助学特論	1・2		2	
中 国 ・ 韓 国 言 語 文 化 専 攻 科 目	専 攻 共 通 科 目	東アジア古典文化研究	1・2		2	本研究科共通科目、他研究科並びに他専攻の開放科目から自由選択としての上限 6 単位及び臨地研究を含め 20 単位以上選択必修
		東アジア現代文化研究	1・2		2	
		東アジア言語研究	1・2		2	
		東アジア思想研究	1・2		2	
	中 国 言 語 文 化	中国言語理論	1・2		2	
		中国文化理論	1・2		2	
		中国現代文法論	1・2		2	
		中国文化伝播論	1・2		2	
		中国社会文化研究	1・2		2	
		中国歴史文化研究	1・2		2	
		中国メディア研究	1・2		2	
		中国言語書誌研究	1・2		2	
		中国現代文学研究	1・2		2	
		中国言語翻訳演習	1・2		2	
		中国言語通訳演習	1・2		2	
		中国言語表現演習	1・2		2	
	韓 国 言 語 文	韓国言語文化研究	1・2		2	
		韓国語文法研究	1・2		2	
		韓国語史研究	1・2		2	
		韓国語音韻研究	1・2		2	
		韓国語通訳翻訳研究	1・2		2	

	化	韓国語教育研究	1・2		2	
		韓国語科教材研究	1・2		2	
		韓国中世近世文学研究	1・2		2	
		韓国近代文学研究	1・2		2	
		韓国語教育研究・実習	1・2		2	
臨地研究		臨地研究 1（短期）	1・2		2	
		臨地研究 2（長期）	1・2		4	
研究論文指導演習		研究論文指導演習 1	1・2	2		
		研究論文指導演習 2	1・2	2		
		研究論文指導演習 3	2		2	
		研究論文指導演習 4	2		2	
単位数計		<修了要件> 必修を含む 30 単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し審査に合格すること。		4	9 4	
				9 8		

別表第 5（第 28 条関係）

（3）専修免許状に関する科目（言語文化研究科）

授業科目の 区 分		授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
				必 修	選 択	
日 本 語 ・ 日 本 語 教 育 専 攻	中 専 免 （ 国 語 ） ・ 高 専 免 （ 国 語 ）	国際理解特論	1・2		2	2 4 単位以上選択必修
		音声学特論	1・2		2	
		言語統計論	1・2		2	
		日本古典語史研究	1・2		2	
		日本近代語史研究	1・2		2	
		日本漢籍研究	1・2		2	
		日本漢語研究	1・2		2	
		現代日本語文法研究	1・2		2	
		現代日本語語彙研究	1・2		2	
		中間言語研究	1・2		2	
		日本語学習支援研究	1・2		2	
		言語教育比較研究	1・2		2	
		臨地研究 1（短期）	1・2		2	
		日本民俗文学論	1・2		2	
単位数計				0	2 8	
				2 8		

別表第 6（第 28 条関係）

リハビリテーション学研究科 リハビリテーション学専攻（修士課程）

授業科目の 区 分		授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
				必 修	選 択	
共 通 科 目	基 幹 科 目	リハビリテーション理論特論	1・2	2		
		リハビリテーション研究法特論	1・2	2		
		リハビリテーション包括的支援特論	1・2	2		
		リハビリテーション統計学	1・2	2		
		リハビリテーション医療管理特論	1・2	2		
	展 開 科 目	リハビリテーション医学特論	1・2		2	6 単位以上 選択必修
		リハビリテーション心理学特論	1・2		1	
		リハビリテーション実践モデル特論	1・2		1	
		リハビリテーション工学特論	1・2		1	
		リハビリテーション教育方法特論	1・2		2	

		特別支援教育特論	1・2		1	
		教育原理	1・2		2	
		障害者福祉特論	1・2		2	
		精神保健福祉特論	1・2		2	
専 門 科 目	リ シハ理 ヨビ学 ンリ療 分テ法 野	理学療法リハビリテーション特論Ⅰ	1・2		2	「理学療法リハビリテーション分野」を主専攻とする場合は4科目8単位必修
		理学療法リハビリテーション特論Ⅱ	1・2		2	
		理学療法リハビリテーション演習Ⅰ	1・2		2	
		理学療法リハビリテーション演習Ⅱ	1・2		2	
	リ シハ作 ヨビ業 ンリ療 分テ法 野	作業療法リハビリテーション特論Ⅰ	1・2		2	「作業療法リハビリテーション分野」を主専攻とする場合は4科目8単位必修
		作業療法リハビリテーション特論Ⅱ	1・2		2	
		作業療法リハビリテーション演習Ⅰ	1・2		2	
		作業療法リハビリテーション演習Ⅱ	1・2		2	
	リ言 シハ語 ヨビ聴 ンリ覚 分テ療 野 法	言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅰ	1・2		2	「言語聴覚療法リハビリテーション分野」を主専攻とする場合は4科目8単位必修
		言語聴覚療法リハビリテーション特論Ⅱ	1・2		2	
		言語聴覚療法リハビリテーション演習Ⅰ	1・2		2	
		言語聴覚療法リハビリテーション演習Ⅱ	1・2		2	
	研特 究別	特別研究（理学療法リハビリテーション分野）	1～2		6	主専攻分野の1科目 6単位選択必修
		特別研究（作業療法リハビリテーション分野）	1～2		6	
		特別研究（言語聴覚療法リハビリテーション分野）	1～2		6	
単位数計	＜修了要件＞ 2年以上在学し、必修を含む30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ修士論文を提出し、本研究科が行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。			10	56	66
	＜履修方法＞ 必修：10単位 選択必修：20単位以上 ①「共通科目」の展開科目より6単位以上選択必修。 ②「専門科目」の各分野より主専攻を選択し、4科目8単位必修。 ③「専門科目」の特別研究より主専攻分野の1科目6単位必修。1年次秋学期に2単位相当、2年次通年4単位相当を履修すること。					

別表第7（第28条関係）

看護学研究科 看護学専攻（修士課程）

授業科目 の 区 分		配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
共 通 科 目		看護理論特論	1	2	必修8単位の他、2単位 選択必修
		看護倫理特論	1	2	
		看護研究方法論	1	2	
		生涯発達心理学	1	2	
		保健統計学（基礎）	1	2	
		保健統計学（応用）	2	2	
		コンサルテーション理論	1・2	2	
		地域社会学特論	1・2	2	
		医療マネジメント特論	1・2	1	
		国際援助論	1・2	1	
専 門	看 護 マ	看護マネジメント学特論1	1・2	2	各分野より主専攻を選択し、3科目6単位必修。
		看護マネジメント学特論2	1・2	2	

科 目	分 野 ジ メ ン ト 学	看護マネジメント学特論 3	1・2		2	2 年間通年。主専攻分野 の 1 科目 8 単位選択必 修。
		看護マネジメント学演習	1・2		2	
	コ ミ ュ ニ ティ 分 野 テ ィ 看 護 学	コミュニティ看護学特論 1	1・2		2	
		コミュニティ看護学特論 2	1・2		2	
		コミュニティ看護学演習 1	1・2		2	
		コミュニティ看護学演習 2	1・2		2	
	ウ ィ メ ン ズ 分 野 ヘ ル ス 看 護 学	ウィメンズヘルス看護学特論 1	1・2		2	
		ウィメンズヘルス看護学特論 2	1・2		2	
		ウィメンズヘルス看護学演習 1	1・2		2	
		ウィメンズヘルス看護学演習 2	1・2		2	
	特 別 研 究	特別研究（看護マネジメント学分野）	1～2		8	
		特別研究（コミュニティ看護学分野）	1～2		8	
		特別研究（ウィメンズヘルス看護学分野）	1～2		8	
単位数計		<修了要件> 2 年生以上在学し、必修を含む 3 0 単位以上を修得し、かつ修士論文 を提出し、審査及び最終試験に合格すること。		8	5 8	
				6 6		

別表 8（第 28 条第 2 項関係）

共通基礎科目（修士課程）

授業科目の区分	授 業 科 目	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通基礎科目	学術研究の技法Ⅰ	1		2	
	学術研究の技法Ⅱ	1		2	
単位数計			0	4	
			4		

別表第 9（第 35 条関係）

項 目	金 額（円）	
	修士課程	博士後期課程
検定料	35,000	35,000
入学金	160,000	160,000
授業料（年額）	心理学研究科 （臨床心理学専攻除く） 636,000	心理学研究科 636,000
	心理学研究科 （臨床心理学専攻） 780,000	
	経営学研究科、生涯福祉研究科、 リハビリテーション学研究科	—

	624,000	
	国際交流研究科、言語文化研究科 600,000	
	看護学研究科 780,000	
施設設備費 (年額)	150,000	150,000
休学在籍料 (年額)	120,000	120,000

- 1 目白大学卒業生並びに目白大学短期大学部卒業生で所要の入学資格を満たしている者の修士課程検定料は、免除する。
- 2 目白大学卒業生並びに目白大学短期大学部卒業生で所要の入学資格を満たしている者の修士課程入学金は、80,000円とする。
- 3 本大学院と大学院生受け入れに関する協定を結ぶ団体に所属し、所要の入学資格を満たしている者の修士課程入学金は、免除する。
- 4 本大学院修士課程修了者の博士後期課程検定料は、15,000円とする。
- 5 本大学院修士課程修了者の博士後期課程入学金は、免除する。
- 6 長期履修に係る授業料及び施設設備費の年額算出方法は、別に定める。